

求人情報の信頼性で 差別化しませんか。



厚生労働省は、2017年度に職業安定法を改正するとともに、求人情報適正化協議会(座長:阿部正浩中央大学経済学部教授)を設け、「求人情報提供ガイドライン」を作成し、適合メディア宣言制度を開始しました。ガイドラインや宣言制度について興味がある方は、2018年度求人情報提供ガイドラインセミナーにご参加ください。

◎ 求人情報提供ガイドラインとは

求職者が安心して選べるよう求人情報の質の向上を図ることを目的に、求人情報提供事業者の自主規制がより推進できるよう実務指針となるものを「求人情報適正化推進協議会(以下、協議会)」が定めたのが「求人情報提供ガイドライン」です。協議会は、ガイドラインの作成や周知啓発等を検討するために、学識者や経済団体、労働組合、弁護士等の15名の委員で構成され、2016年6月にスタートしました。求人情報提供事業者が、求人情報の提供にあたって信頼度の高い情報提供を行うために、「配慮することが望ましい事項等」を示したのがこのガイドラインです。配慮することが望ましいガイドラインという位置づけではありますが、倫理綱領、表現上の留意事項、事前審査およ

び苦情対応の仕組み等を定め、求人情報に記載する項目については明示すべき項目と明示に努める項目の2種類を設けました。

◎ ガイドラインの対象は

労働者の募集を行う者の依頼を受けて、当該募集に関する情報を、労働者となるうとする者に提供する事業者(求人情報提供事業者)です。また、WEB上で求人情報を媒介するサービス事業者(SNS等)の運営者および利用する求人企業・事業主も適宜参考としていただくこと、求人企業・事業主や職業紹介事業者や労働者派遣事業者についても、求職者への適正な求人情報の提供にあたって適宜参考としていただくことを期待します。

55社141メディアは、もう始めています「適正な求人情報を提供するメディア」宣言。宣言メディアの一覧はこちらから



2018年度 求人情報提供ガイドライン説明会セミナーの参加登録を受付中

セミナーの対象:ウェブ・折込・新聞・雑誌等による求人情報提供事業関係者(経営者・管理者・営業担当・審査担当・校閲担当・広告の企画制作担当等)

プログラム/内容 ※下記は予定ですので一部変更の可能性もあります

- 厚生労働省担当官より改正職業安定法施行後の状況
- ガイドラインおよび適合メディア宣言制度の概要
- 求人メディアが確認したい固定残業代制、裁量労働制
- 求人情報提供事業者向け動画、求人者向け動画上映
- 求人情報提供事業者による事前審査等の取り組み報告

2019.1/28 mon 2/20 wed 18:00 ~ 20:00

TKP 飯田橋ビジネスセンター カンファレンスルーム 3F
東京都新宿区下宮比町 3-2 飯田橋スクエアビル 3階

2019.2/7 thu 18:00 ~ 20:00

TKP 大阪本町 カンファレンスルーム 3B
大阪市中央区久太郎町 3-5-19 大阪 DIC ビル 3F

2019.2/15 fri 18:00 ~ 20:00

TKP ガーデンシティ博多新幹線口 3A 会場
福岡市博多区博多駅中央街 5-14 福さ屋本社ビル 3F

求人情報適正化推進協議会

事務局所在地/〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-6-9 雄山閣ビル3階 (公社) 全国求人情報協会内
TEL03-3556-1214 (月~金 9:30 ~ 16:00 ※12:00 ~ 13:00 及び祝日を除く) メール info@tekiseika.jp

セミナーのお申込み・お問合せは <http://www.tekiseika.jp> へ 適正化のための各種資料のダウンロードも可能です